

令和7年度 京丹後市こども家庭相談システム  
導入及び運用・保守業務仕様書

令和7年6月

京丹後市こども部子育て支援課

## 1. 事業名

令和7年度 京丹後市こども家庭相談システム導入及び運用・保守業務

## 2. システムの目的

昨今、家庭児童相談、中でも児童虐待に関する相談や児童虐待通報が年々増加する中で、迅速な判断や対応、虐待の兆候を見逃さないことが求められている。本業務は、児童虐待等に係る記録や資料を一元管理することで、緊急時や他機関からの照会に迅速かつ適切に対応できる仕組みの構築や相談状況の可視化、業務の効率化を進めることで、相談・支援の充実を図り、子どもの人権や生命を守ることを目的とする。

なお、本調達はシステム構築を目指すものであるが、構築した事業者が唯一の保守を行える事業者となることから、保守業務については、5年間の使用期間を設定する長期継続契約を前提とする。

## 3. システムの基本要件等

本業務の基本要件は次のとおりとする。

- ・ システム構築は、クラウド方式とし、国内のデータセンターであり、JDCC データセンターファシリテスタンダードの基準項目及び推奨項目がティア3以上であること。
- ・ Microsoft Edge 等ブラウザから利用できるシステムであること。
- ・ ユーザーを ID 及びパスワードで管理し、システムを使用できるユーザーを制限できること。
- ・ ユーザーID 数は最大 15 とする。
- ・ 法改正等により、管理内容の更新や新たな登録事項等に柔軟に対応できるシステムであること。

## 4. 業務内容

### (1) システム環境構築

- ・ 本システムは、個人番号利用事務系のネットワーク内のクライアント端末で利用するものとするため、提案するシステムは、LGWAN-ASP サービスに登録されたシステムもしくは IP-VPN 等の特定通信により、本市の LGWAN 接続系ネットワークを介し、データセンターと接続すること。
- ・ 自動バックアップ機能を有すること。また、情報の漏えい、改ざん、消去、破壊、不正利用等を防止するためのセキュリティ対策が取れていること。バックアップの世代や方法等について提案すること。
- ・ 自動バックアップ処理が正常に動作及び完了しているか、サービス利用の範囲内の運用保守で確認すること。また本市の求めに応じてバックアップの状況を報告すること。
- ・ 本システムの保守作業前に実施する臨時的バックアップ作業や障害復旧のために実施するリストア(データ復元等)作業が必要になった場合は、サービス利用の範囲内において作業を実施すること。
- ・ クライアント端末の OS・ミドルウェア等各種ソフトウェアのバージョンアップ等に対応できること。
- ・ サーバーライセンス及びクライアントアクセスライセンスが必要となる場合は本契約範囲に含めること。
- ・ サーバ環境のセキュリティ対策として、ウイルス対策ソフト及び不正アクセス対策等の適切な対策を施すこと。
- ・ クライアント端末のいずれにおいても、システムを利用できること。(【クライアント端末】OS: “Windows 10 Pro”、“Windows 11 Pro” CPU: “12th Gen Intel(R) Core(TM) i5-1235U 2.50 GHz”

メモリ：“8GB”)

- ・その他必要なソフトウェアがあれば本契約の範囲内で導入すること。
- ・提案パッケージシステムを動作させるための環境設定を行うこと。
- ・本市から提示した仕様がパッケージシステムにおいて対応していない場合は、代替方法について提案すること。
- ・提案システムにおいて、本稼働までに実施される法制度改正及び新制度開始への対応を基本とし、本稼働以降に発生した標準化への対応については、今回の調達範囲に含めるかを協議すること。

(2) 基幹システム(個人番号利用事務系)との情報連携

- ・住民基本台帳システムからの宛名情報の取り込みが可能であること。
- ・外字については、本市と協議の上、対応すること。
- ・上記記載の2つのデータ連携費について、本業務見積内に計上すること。

(3) 要保護児童等に関する情報共有システムとの情報連携

- ・要保護児童等に関する情報共有システム所定形式の CSV ファイルを出力可能であり、別途編集等を行うことなく連携ができること。また、ユーザーの画面操作により要保護児童等情報共有システムにアップロードする児童を任意に設定ができること。

(4) 記録情報の登録

- ・本システム運用以前のエクセルの台帳及び記録を一括処理により移行するため、移行用 Excel フォーマットを提供すること。
- ・データにより移行しがたいデータ(PDF、JPEG 等の画像ファイル)を本システムに格納し、情報の紐づけを行うこと。

(5) 保守対応

- ・システム利用期間は更新後 60 か月とする。
- ・安定稼働のための運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。また、より迅速な対応のためセキュリティを担保したうえで、リモート保守の環境も整備すること。
- ・障害発生時にサービスの早期復旧に備えた仕組みを有していること。
- ・システムの安定稼働のために必要なデータセンターに関する経費及びシステム利用に関する通信料等が必要な場合については費用に含んで提案すること。
- ・問合せ窓口の対応時間は、平日午前8時30分から午後5時15分(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日を除く。)とする。ただし、システム稼働直後については双方協議の上、可能な限り対応を行うものとする。また、重大なシステム障害が発生した場合は、緊急時対応用の問い合わせ窓口を双方協議の上、設置すること。
- ・システムの安定稼働のために定期的なメンテナンスを行うこと。
- ・法改正などの早期対応に備えたアップデートの仕組みを有していること。また、常に最新のシステムが利用できるよう、運用期間中に継続的な機能強化のためのバージョンアップを行うこと。その場合は、システム利用料内で実施すること。なお、国県等からの補助金が見込まれる場合の費用負担については、別途協議とする。
- ・システム導入の実施期間中に基幹システムの標準化が予定されているため、基幹システムに変更があった場合でも連携できるよう対応することとし、対応に係る費用負担については、本提案の範囲に含めること。アップデートの実施については、本市に事前に相談の上実施すること。
- ・帳票の文言、レイアウト、帳票に出力するデータ項目の変更に対応ができるかを企画提案書に記

載すること。

- ・ソフトウェアの操作・運用の問合わせに対して、的確に対応すること。

#### (6) 操作説明書の提供、操作研修の実施

- ・操作説明書を提供すること。
- ・システム導入時に管理者及び利用者向けの運用研修を実施するものとする。
- ・研修内容は以下のとおり行うこと。なお、研修に使用する環境は、本番環境を使用することを可とする。

#### 5. 業務期間と主な導入予定スケジュール

- ・システム導入

契約:令和7年7月

期間:令和7年7月から令和8年3月(稼働は令和8年1月を想定)

- ・システム利用

契約:令和7年12月

期間:令和8年1月から令和12年12月

#### 6. システム機能要件

別添:「機能要件一覧」を参照

#### 7. その他

##### (1) 機密保護・個人情報保護

- ・本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物(本業務の過程で得られた記録等を含む。)を当市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- ・本業務の遂行のために当市が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに当市に返却すること。
- ・本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ・本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

##### (2) 不適合責任

- ・本システム本運用開始後1年の間に、正当な理由無く、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合および設計ミスによる不良および不具合が判明した場合において、当市が改良を請求したときは、当市と協議の上、無償で改良すること。なお、この場合、不具合の改良のために操作内容を変更しないこと。
- ・本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、当市からの障害発生時の情報開示請求などの問い合わせや助言要求に対して、誠意をもって対応すること。
- ・受注者の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、受注者がその損害を賠償すること。

##### (3) 契約期間終了時のデータの引継ぎ

- ・契約期間終了時には、蓄積された全てのデータを当市に無償で引き継ぐこと。データ形式はCSV形式を基本とする。受注者は、引継ぎの完了を当市が確認した後、すみやかに当該データの確

実な消去を行い、当市に報告すること。その際、事業者が発生する費用については、当市に別途請求しないこと。

(4) 法令等の遵守

受注者は、本業務の遂行に当たっては以下に掲げる法令等を遵守すること。

- ・ 国等で定められた法・ガイドライン
  - ✓ 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
  - ✓ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)
  - ✓ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
  - ✓ 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)
- ・ 当市が定める条例・セキュリティポリシー等
  - ✓ 京丹後市保有個人情報等管理規程

(5) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項(仕様変更、機能追加等)で協議の必要がある場合は、当市と協議を行うこと。